



石狩市では、生活排水対策の方向性を示す本計画を平成18年2月に策定し、これにより個別排水処理施設整備事業による合併処理浄化槽の設置を進めてきましたが、いまだ一部の生活排水が未処理のまま放流されています。

対象地域の世帯に合併処理浄化槽設置の意向を把握するために実施したアンケート調査の結果から、今後も合併処理浄化槽の設置により生活排水対策を進め、生活環境及び公衆衛生向上を図る必要があると考え、本計画を改定することとします。

1. 生活排水処理体系の現状

1-1. 処理形態別人口

本市の生活排水は、下水道計画区域で下水道の整備が完了した区域では下水道により処理しています。

一方、下水道計画区域外の地域では、「個別排水処理施設整備事業」の対象地域として合併処理浄化槽の設置を進めています。(図1、2参照)



図1 石狩市生活排水処理計画図

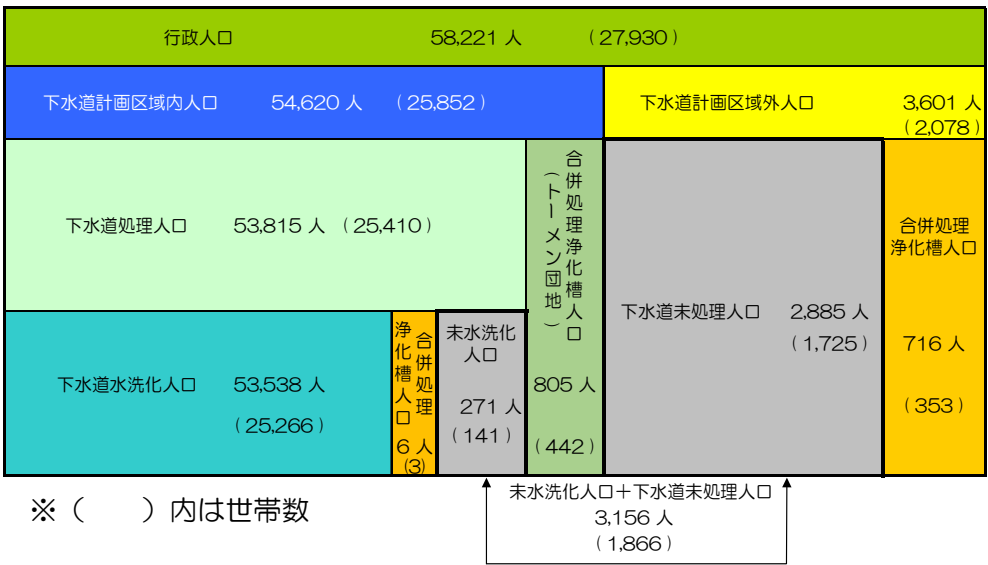


図2 処理形態別人口イメージ図 (令和元年度)

1-2. 合併処理浄化槽設置状況

合併処理浄化槽の設置状況は、図3に示すとおりであり、順次対象区域を拡大し設置を進めています。

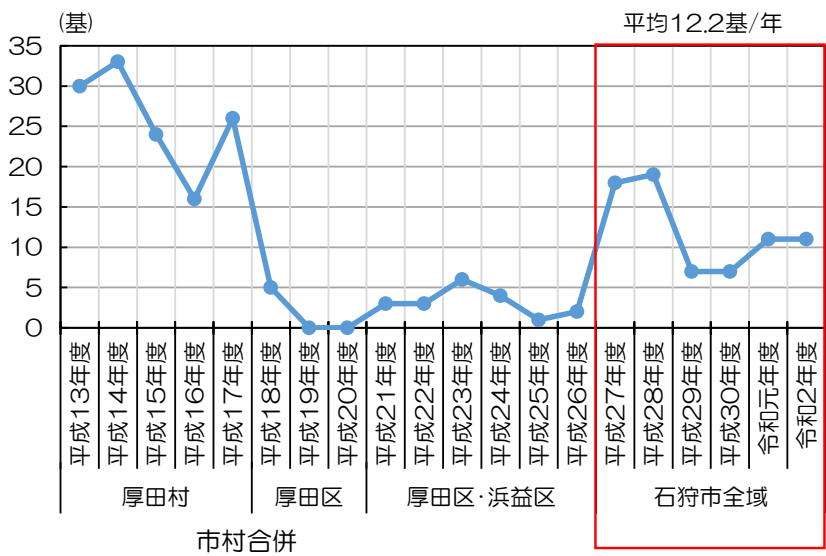


図3 個別排水処理施設整備事業による新規設置数の推移

2. 生活排水処理基本計画

2-1. 理念

本計画では、市民の生活環境及び公衆衛生の向上を図るため、市民に対して生活排水対策の必要性について啓発し、市域内の生活排水の適正処理を目指します。

2-2. 基本方針

- 本計画では、以下に示す3点を生活排水処理施設整備の基本方針とします。
- ① 下水道計画区域では公共下水道により生活排水の適正処理を進めます。

② 下水道計画区域外では合併処理浄化槽の普及に努め、生活排水の適正処理を進めます。

③ 単独処理浄化槽を設置している家屋は、生活雑排水の処理を進めるため合併処理浄化槽への転換を啓発します。

2-3. 計画期間

本計画は、計画期間を令和3年度から令和12年度までの10年間とします。

2-4. 行政人口の推計

行政人口は、「札幌圏都市計画 第7回区域区分見直し(令和3年3月告示予定)」に示されている人口推計値を採用します。(図4参照)

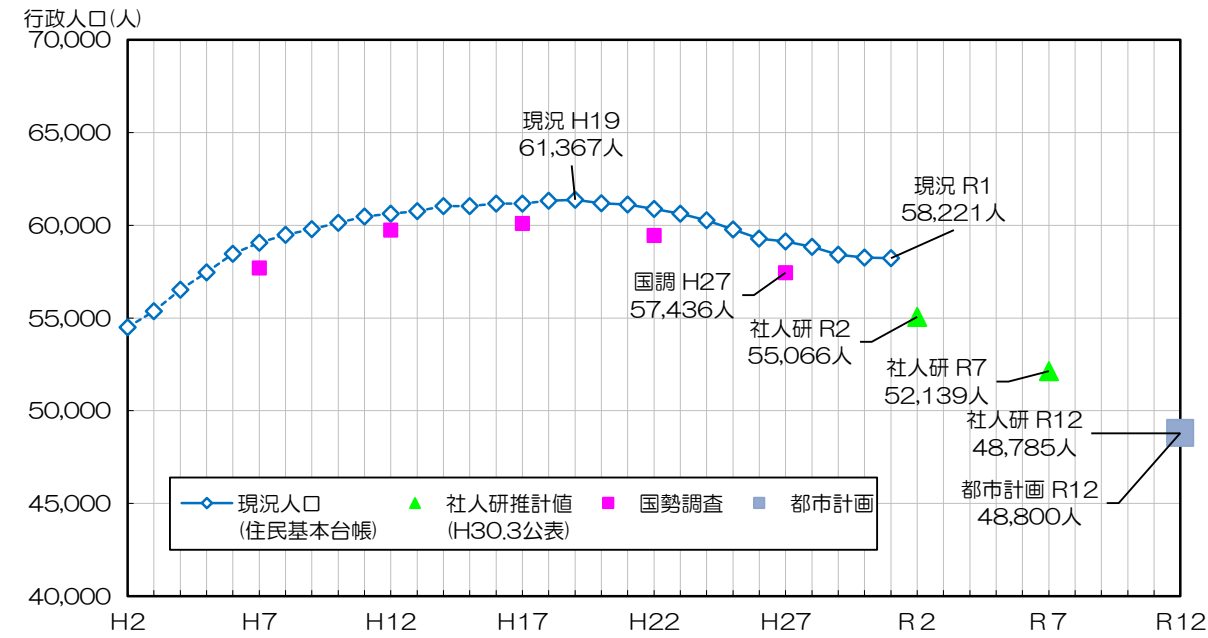


図4 行政人口の推移と推計値

2-5. 整備計画

本計画では令和3年度より10年にわたって年間15基を整備する計画とします。
処理形態別人口は、図5のとおり想定されます。なお、令和2年度よりトーメン団地の污水は合併処理浄化槽から下水道に転換しているため、合併処理浄化槽人口が減少しています。

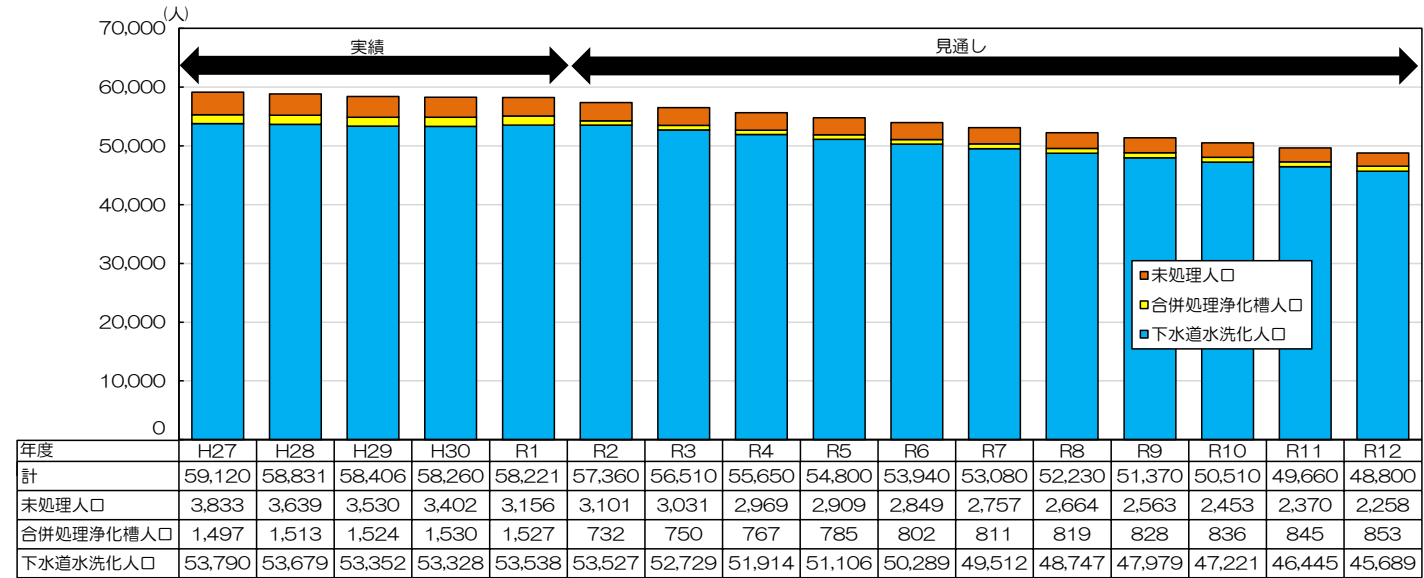


図5 処理形態別人口の実績と見通し

2-6. し尿及び浄化槽汚泥の実績と見通し

し尿及び浄化槽汚泥の排出量は、図6のとおり想定されます。なお、令和2年度よりトーメン団地が下水道に接続されたため、浄化槽汚泥排出量が減少しています。

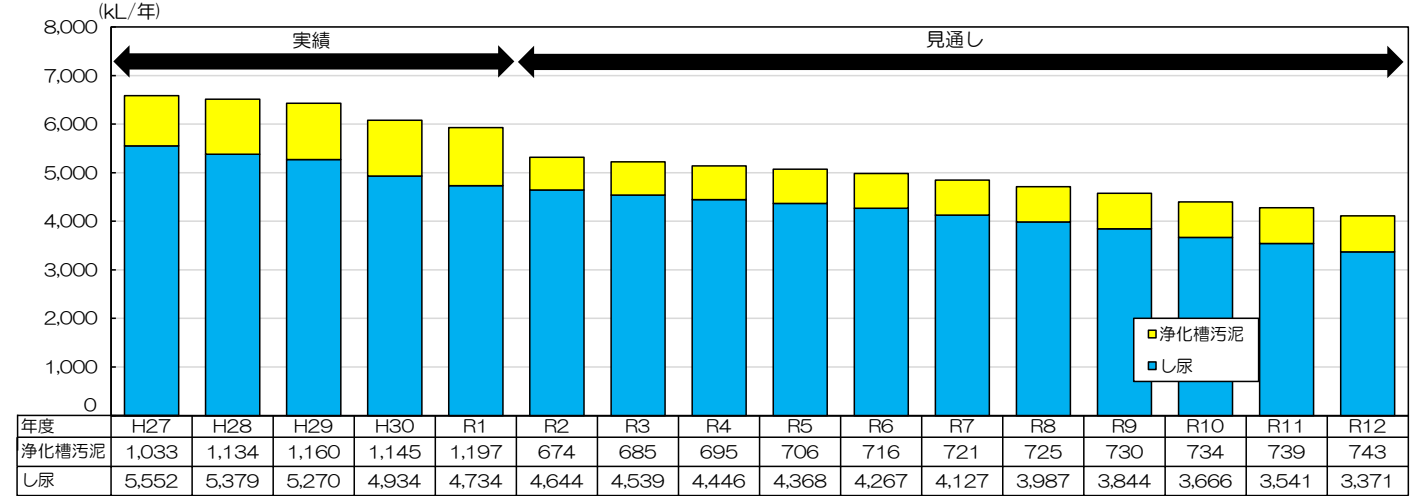


図6 し尿及び浄化槽汚泥の排出量の実績と見通し